

医療費の抑制にご協力ください

問健康保険課 ☎52-5809

■ 国民健康保険の現状

国民健康保険は、健康保険などの被用者保険(企業などで雇用された方の医療保険)の適用を受けない人が加入する医療保険制度です。国民健康保険制度の創設により、国民は誰もが何らかの医療保険に加入することができ、病気やけがをした場合でも医療費の一部を支払うだけで必要な医療を受けることが可能になりました。

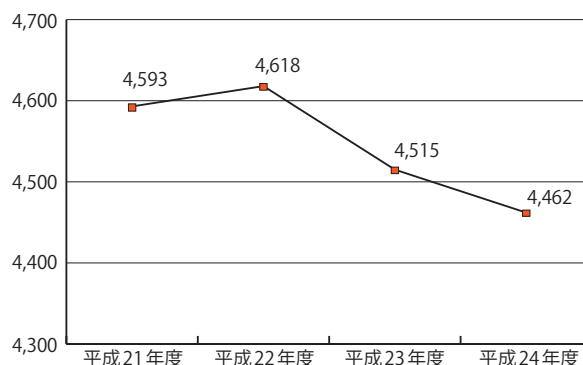
このように重要な役割を担っている国民健康保険制度ですが、近年の急速な高齢化や医療技術の高度化、生活習慣病患者の増加などにより医療費は増加の一途をたどっており、全国的に国民健康保険財政は厳しい状況にあります。

■ 本町の状況

年平均被保険者(加入者)数の推移

国民健康保険の年平均被保険者数は減少傾向にあります。少子化により若い世代の被保険者が減少していることや75歳以上の方は後期高齢者医療制度に加入することとなったため、被保険者数は減少しています。

○被保険者数の推移
(人)



療養諸費(診療費と療養費)の推移

国民健康保険被保険者数は年々減少しているにもかかわらず、被保険者の療養諸費(診療費と療養費の合計額)は年々増加しています。平成21年度から24年度の3年間で療養諸費は約2億4千万円も増加しています。また、件数も3,054件と大幅に増加しています。

3年間で
2億4千万円

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
療養諸費	1,389,603,621円	1,504,464,758円	1,533,749,448円	1,630,957,385円
増減	—	114,861,137円	29,284,690円	97,207,937円
件数	69,475件	70,685件	72,138件	72,529件
増減	—	1,210件	1,453件	391件

※診療費…病院や診療所で受ける診察、手術、薬剤の支給などにかかる費用額

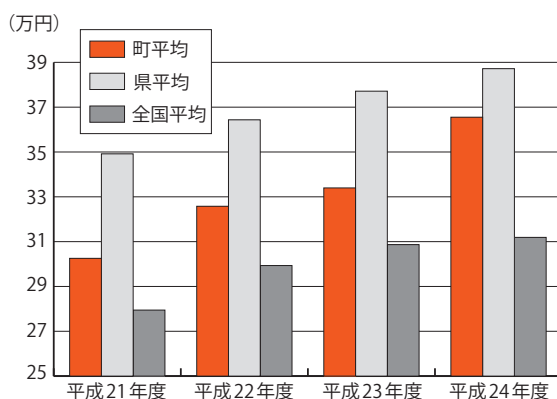
※療養費…治療用装具の購入、柔道整復術、はり・きゅうなどの施術などにかかる費用額

※件数…保険者(町)に対して、医療機関や薬局が被保険者毎に月単位で作成する診療・調剤の請求書や療養費の支給申請の年間件数

被保険者一人当たりの療養諸費

本町の被保険者一人当たりの療養諸費は山口県平均と比べると下回っていますが、山口県平均は全国平均よりかなり多くなっています。全国平均と比較すると本町の一人当たりの療養諸費が多くなっていることが分かります。また、平成21年度からみた3年間の増加率は20.8%となっており、全国平均の11.6%、県平均の10.9%と比べても本町の増加率が突出しています。

○被保険者一人あたりの療養諸費



■ 厳しい国民健康保険特別会計の状況

国民健康保険事業の運営を行なうのが国民健康保険特別会計です。加入者の医療給付費などの歳出額(支出額)から国の補助金や加入者の国民健康保険税などの歳入額(収入額)を差し引いた収支差引額はほとんどの年度で赤字となっており、国民健康保険税の改定や基金積立金(貯金)の取り崩しなどにより対応してきました。しかし、平成19年度末に約1億円あった基金積立金は取り崩しを続けた結果、平成23年度末には底をつきました。このまま医療給付費が増大し続けると、今後、国民健康保険税の改定も想定されます。

■ 医療費抑制にご協力をお願いします

このような状況を転化するためには、増え続ける医療費を抑制していくことが最重要課題であると考えます。国民健康保険制度を安定的に維持していくためにも、医療費の適正化にご協力いただきますようお願いいたします。

医療費を抑制するため皆さんにお願いしたいこと

- かかりつけ医をもちましょう。
- 同じ病気で複数の医療機関にかかる重複受診を控えましょう。
- 急病など緊急性が高い症状以外は診療時間内に受診するようにし、休日や夜間の受診を控えましょう。
- おくすり手帳を医療機関や薬局に持参して、不必要な薬をもらわないようにしましょう。
- 新薬より安価なジェネリック(後発)医薬品の活用をご検討ください。
- 一年に一回は特定健診を受診し、生活習慣病の早期発見や予防に心がけましょう。また、特定健診の結果、生活習慣の改善が必要と判定された方は、生活習慣を見直すための特定保健指導を受けましょう。
- 整骨院などで受ける柔道整復術師の施術には、国民健康保険の対象となるもの(打撲、捻挫、骨折・脱臼の応急手当て)と対象にならないもの(慢性的な肩こり、スポーツによる筋肉痛、病院などで同じ負傷で治療を受けているものなど)があります。十分に注意して受診しましょう。